

(日本共産党熊本市議団・提出)

介護保険制度の改悪中止を求める意見書（案）

政府は、12月下旬の取りまとめに向け、介護保険制度改悪案を検討しています。現在、国から出されている介護保険見直しの取りまとめ案では、訪問介護と通所介護を市町村事業に移し、上限を設定するなどの「要支援はずし」や、特別養護老人ホームの入所対象を要介護度3以上にする「特養締め出し」、一定の所得以上は利用料負担を2割に引き上げる「利用料アップ」などが示されています。

しかし、要支援者のサービスの6割を占める訪問介護と通所介護を市町村に丸投げすれば、地域によってはサービスが提供できなくなり、地域格差が生じます。また、特別養護老人ホームの利用者を要介護3以上に限定すれば、全国で13万人に上る要介護1・2の待機者が施設介護から締め出されてしまいます。利用者負担の引き上げでも、年金280万円以上となれば、全国で40～50万人が負担増を強いられ、今でも「保険あって介護なし」といわれている介護現場の実態は一層深刻となり、介護保険は公的保険としての存在意義が問われる事態となってしまいます。

もともと厚生労働省が検討していた、要支援者向けサービスをすべて廃止するという方針が、市町村や利用者からの相次ぐ反対意見の中で、見直さざるを得なくなったこともあります。加えて、取りまとめ案が示された審議会でも、見直し案に対する厳しい意見が相次ぎました。

超高齢化の時代を迎え、介護に対する需要はますます高まり、また多様化しています。今求められるのは、社会保障費削減によるサービスの切り捨てでなく、すべての高齢者が安心して暮らしていける介護保障制度の確立です。

上記のような理由から、国として提案している介護保険の見直し案を撤回し、介護サービスの改悪を中止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2013年12月 日

熊本市議会

各宛1通